水道に関する情報誌

すいどう

INFORMATION PAPER
ABOUT THE WATER SERVICE

すいどうキャラクター
「アースイ」

大津菊陽水道企業団

2016
臨時号

Vol.29

手前左より　福岡県大牟田市企業局、高知県四万十市上下水道課、高知市上下水道局、香川県高松市上下水道局
その他、給水タンク等の機材を福岡県春日那珂川水道企業団よりお借りしました。

応援給水　日本水道協会の協力のもと給水活動を行いました。

平成28年4月14日、16日に発生した地震により、管内の水道施設が壊滅的被害を受け、全戸断水となってしまいました。

企業団では日本水道協会に応援給水の協力要請を行い、4月19日の早朝には4事業体が到着し、給水活動を開始しました。

この度の熊本地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

4月14日の前震から始まった熊本地震により、大津町・菊陽町も甚大な被害を受けました。前震での水道水の濁りが問題になり、徹夜での復旧作業の最中に本震を迎え、初めて経験した全世帯断水（約30,000世帯）。24人の職員で管内に点在する23の配水池の被害状況の確認や、各拠点での応急給水。お客様への情報提供が追いつかず、ご不安をおかけして申し訳ありませんでした。

本震では水道本管の破損も多発し、配水していても自宅で水が出ない連絡が相次ぎました。現時点で50か所を超える修繕が行われ、今もなお漏水発見の連絡が続いています。

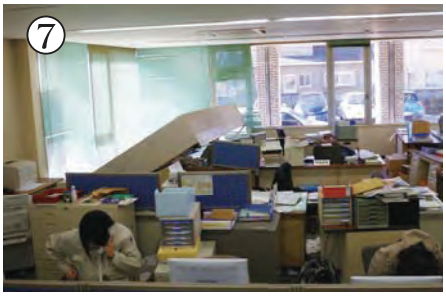

①地震前にきれいな水を満水していた楽善配水池が、応急給水の拠点となりました。

②③④⑤自衛隊や支援に駆けつけた自治体の給水車での給水拠点及び給水ポイントでの応急給水を行いました。

⑥翌朝の応急給水に備える給水車（本震前と、本震後の濁り水の解消後は、益城町等への応急給水の水も供給している）

⑦無事だった机で、お客様からの問い合わせに応じる職員

平成28年度 熊本地震に係る上水道料金減免について（お知らせ）

平成28年4月14日及び16日に発生しました熊本地震の影響による水道水の濁りにつきまして、大津菊陽水道企業団給水条例第36条の規定に基づき下記のように減免いたします。

【 原　因 】 熊本地震での地下水の濁水

【影響期間】 平成28年4月14日（地震発生日）～4月23日（水質検査合格の日）の10日間

【減免対象月】 菊陽地区　5月、6月請求分（3月の検針日～5月の検針日までの約60日間使用分）
大津地区　6月、7月請求分（4月の検針日～6月の検針日までの約60日間使用分）

【減免内容】 定期検針間での使用期間（約60日間）のうち濁水を給水した期間が10日であることから、お知らせ水量から1/6を差引いた水量で、料金算定いたします。

《計算式》 水道使用量のお知らせ水量 × 5/6 ＝ 減免後の水量（小数点以下切捨）

（例）菊陽地区5月・大津地区6月検針分（お知らせ使用量70㎥の場合）

◎算定式　70㎥ × 5/6 ＝ 58㎥（58.3㎥となり小数点以下は切り捨て）

お知らせ水量

減免後の水量　△12㎥ 減免水量

◎請求予定水量

通常請求 70㎥

5月分（6月分）	6月分（7月分）
35㎥	35㎥

※（　　）は大津地区

減免

減免後請求 58㎥

5月分（6月分）	6月分（7月分）
29㎥	29㎥

※（　　）は大津地区

△6㎥+△6㎥= △12㎥

☆定期検針時に各家庭にお配りする「水道使用量のお知らせ」を基に上記の算定式にあてはめて算定してください。
濁水に係る一律減免について個別でのお知らせはいたしません。

漏水修繕による料金減免制度のご案内

給水装置において生じた漏水（熊本地震の漏水を含む）に対しましては、漏水修理完了後、水道料金減免申請書での申請により水道料金の減免を行います。

《必要書類》 ◎水道料金減免申請書（企業団窓口・企業団ホームページよりダウンロード可）
◎工事写真　　◎修理前・修理後の写真
★申請書には申請者と施工業者の押印が必要となります。

減免の額：漏水の場所、漏水量等で減免金額は異なります。個別に計算し減免水量等をはがきでお知らせします。

※下水道使用料：漏水に対しての料金減免制度はありますが、濁水についてはございません。
下水道は大津町・菊陽町、それぞれの町が管理しています。

今回の熊本地震により長期に渡る水道水の断水と濁りが発生し、住民の方に大変なご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫びいたします。

企業団の施設も2回にわたる大きな揺れにより、水道管本管の破損が数多く発生し住民の皆様へ水道水をお届けすることが困難になりました。復旧作業に全力をあげ、4月29日の午後3時に断水区域の全面復旧となりました。

〈給水管の漏水修理費用について〉

・一次側（水道管本管からメーターまで）

費用は企業団が負担します。（企業団負担修理を適用しない場合がございますので詳しくは企業団までお問い合わせ下さい）

・二次側（メーターから宅内給水栓）

費用はお客様のご負担となります。

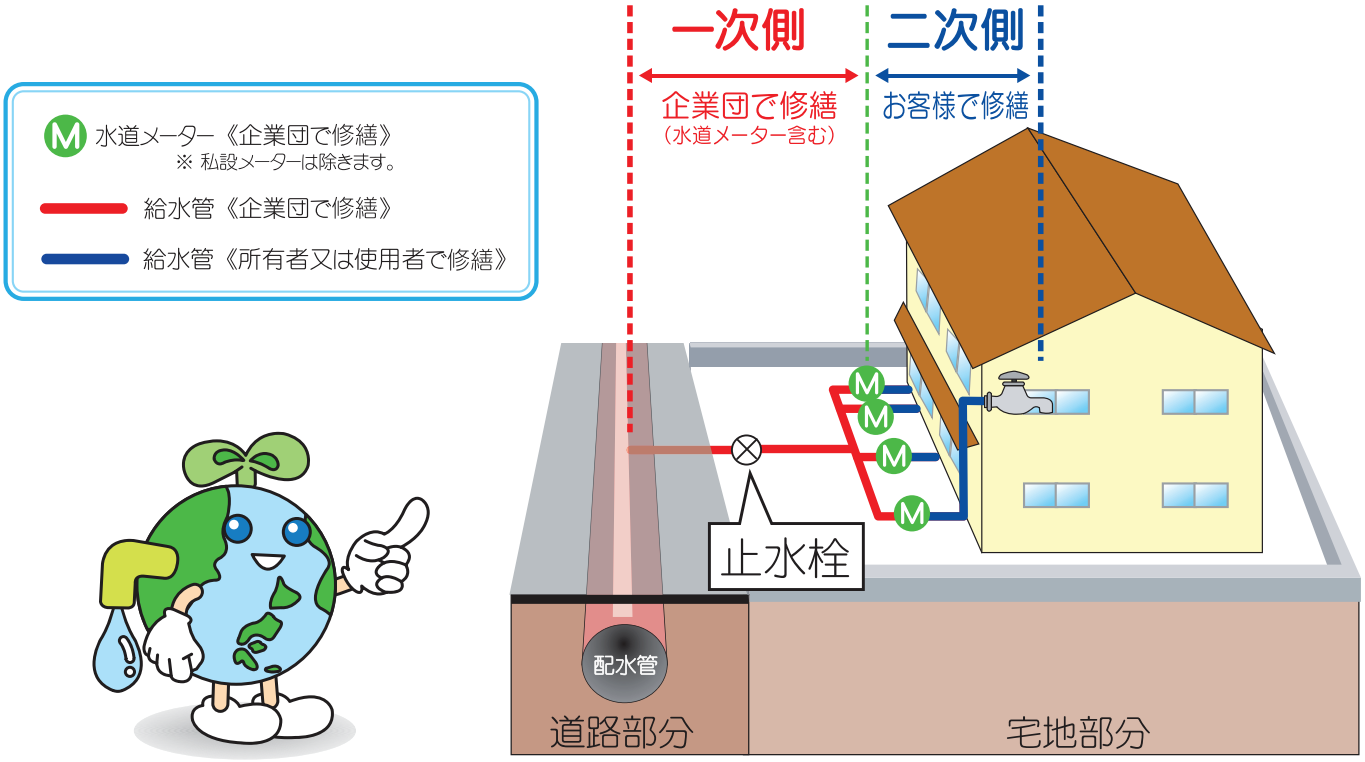

現在も水道管本管の漏水が多く発生しており、漏水修理作業を引き続き行っております。

公道上の本管漏水また宅内の給水管漏水を発見されましたら下記までご連絡をお願いいたします。

漏水通報件数（平成28年4月27日現在）	
公道漏水／80件	宅内側漏水／165件

〈問い合わせ先〉**大津菊陽水道企業団　工務課**

（昼間）TEL 096-293-7711

第29号 / 編集・発行

大津菊陽水道企業団　検索

〒869-1221 熊本県菊池郡大津町陣内1938-1
電話 096-293-7711（夜間・休日 293-7714）
ホームページ http://www.ookiku-water.or.jp

PRINTED WITH SOY INK